

投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十五号）

改正案	現行
<p>（補償対象債権の評価方法）</p> <p>第三条 法第七十九条の五十六第一項に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより算出した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 補償対象債権に係る顧客資産が証券取引所（外国において設立されている類似の性質を有するものを含む。以下この条及び次条第一号において同じ。）に上場されている有価証券である場合</p> <p>投資者保護基金（以下「基金」という。）が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の証券取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、証券業協会が発表する当該公告をした日の気配相場又は、その日前における直近の日の当該取引所における最終価格のうち、基金が指定するもの。次条第一号において同じ。）に基づき算出した金額</p> <p>三 補償対象債権に係る顧客資産が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合</p> <p>基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該補償対象債権に係る店頭売買有価証券を登録する証券業協会（当該店頭売買有価証券が二以上の証券業協会に登録されてい</p>	<p>（補償対象債権の評価方法）</p> <p>第三条 法第七十九条の五十六第一項に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより算出した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 補償対象債権に係る顧客資産が証券取引所（外国において設立されている類似の性質を有するものを含む。以下この条において同じ。）に上場されている有価証券である場合 投資者保護基金（以下「基金」という。）が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の証券取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、証券業協会が発表する当該公告をした日の気配相場又は、その日前における直近の日の当該取引所における最終価格のうち、基金が指定するもの）に基づき算出した金額</p> <p>三 補償対象債権に係る顧客資産が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合</p> <p>基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該補償対象債権に係る店頭売買有価証券を登録する証券業協会（当該店頭売買有価証券が二以上の証券業協会に登録されてい</p>

るときは、基金が指定する証券業協会とする。次条第二号において同じ。）が公表する最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の日に当該証券業協会が公表した最終価格。次条第二号において同じ。）に基づき算出した金額

四（略）

2（略）

（社債等の振替に関する法律第六十条第一項の規定と重複する補償対象債権の評価金額）

第三条の二 法第七十九条の五十七第一項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより評価した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 補償対象債権に係る顧客資産のうちに社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十条第一項に規定する補償対象債権を有する場合における当該補償対象債権（以下この条において「重複補償対象債権」という。）に相当する顧客資産が証券取引所に上場されている有価証券である場合 基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の証券取引所における最終価格に基づき算出した金額

二 重複補償対象債権に相当する顧客資産が店頭売買有価証券である場合 基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該重複補償対象債権に係る店頭売買有価証券を登録する証券業協会が公表する最終価格に基づき算出した金額

るときは、基金が指定する証券業協会とする。（）が公表する最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の日に当該証券業協会が公表した最終価格）に基づき算出した金額

四（略）

2（略）

（新設）

三 重複補償対象債権に相当する顧客資産が前二号に規定する有価証券以外の有価証券である場合 基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の公表されている最終価格に基づき算出した金額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した金額

(担保権の目的として提供している顧客資産に係る評価額)

第四条 法第七十九条の五十七第一項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより評価した金額は、第三条第一項各号に定める金額のうち担保権の目的として提供している部分に係る金額とする。

(報告又は資料の提出)

第二十四条 基金は、その業務を行うために必要と認められる範囲内において、社債等の振替に関する法律第五十二条に規定する加入者保護信託契約の受託者に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(担保権の目的として提供している顧客資産に係る評価額)

第四条 法第七十九条の五十七第一項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより評価した金額は、前条第一項各号に定める金額のうち担保権の目的として提供している部分に係る金額とする。

(新設)